

離島における

遠隔教育について

はじめに

令和四年一月二十八日に公布され、同五年四月一日より施行された離島振興法の一部を改正する法律により、文部科学省関係では、「①離島の公立学校に勤務する教職員の定数（離島振興法（昭和二十八年法律第七二号。以下、「法」という）第一五条第二項関係、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第一八八号）附則第一項関係）」「②離島の公立学校に勤務する教職員の処遇（法第一五条第三項関係）」「③離島振興対策実施地域における学校教育及び社会教育の充実等（法第一五条第四項関係）」等に関する改正が行われたところです。このうち③については、法第一五条第四項において国及

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
同 参事官（高等学校担当）付
同 学校デジタル化プロジェクトチーム

び地方公共団体が充実に努めるべき学校教育及び社会教育に、離島に係る遠隔教育が含まれることが明記されることとなりました。これらを踏まえ、本稿では、初等中等教育段階の学校における遠隔教育の概要について説明します。

遠隔教育の目的

学校教育においては、各教科等の知識・技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することを通じて、思考力・表現力・判断力等を育み、学びに向かう力・人間性等を涵養（かんよう）するなど、一人一人の資質・能力をバランス良く伸ばしていく

ことが重要です。

離島等における小規模校においては、個別指導が行いやすいなどの利点もある一方、社会性の育成に制約が生じること等の教育指導上のさまざまな課題も生じ得ます。このため、これらの学校においては、小規模校のメリットを生かすとともに、デメリットの解消策や緩和策を検討・実施することが重要であることから、遠隔教育（遠隔システムを活用した同時双方向で行う教育をいう。以下、同）の活用により、児童生徒が多様な意見に触れ、さまざまな体験を積み機会を増やすなど、小規模校にとって効果的な教育活動を行うことが期待されます。

遠隔での合同授業

遠隔教育のうち、授業の中で遠隔システムを活用するもの（以下、「遠隔授業」という）の一例として、複数の遠隔の教室において当該教科の免許状を保有する教員がそれぞれ行う授業をオンラインでつなぐ方法（合同授業）があります。

この遠隔での合同授業を活用することにより、小規模校等の児童生徒が他校の児童生徒と事例やデータを共有し、より多くの事例やデータをもとにした幅広い学習活動が行えることが期待されるほか、他校の児童生徒と意見や考えを出し合うことにより、自校の児童生徒とは異なる多様な意見や考

えに触れ自分の考えを広げたり、他者に自分の考えを伝えることにより自分の考えを深めたりする効果等が期待されます。遠隔教育を実施する各学校や教育委員会等においては、遠隔教育が効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を理解した上で、適切な遠隔教育の実施を図ることが重要です。

遠隔教育特例校制度

遠隔授業は原則として配信側の教員が中心となって授業を行う場合であっても、受信側の教室に当該教科の免許状を保有している教員を配置する必要があります。

文部科学省においては、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部（以下、「中学校等」という）において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合に、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるとする「遠隔教育特例校制度」を令和元年八月に新設しました。本制度により、中学校等が必要と判断し、文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合には、受信側の教員が当該教科の免許状を有してい

ない状況でも、遠隔にて授業を行うことが可能となります。
 なお、受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合には、先述の遠隔合同授業にあたることから、申請等を行う必要はなく、従来どおり各中学校等の判断で遠隔授業を実施可能です。

COREハイスクールネットワーク構想事業

中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校においては、地域唯一の高等学校として大学進学から就職までの多様な進路希望に応じた教育や支援を行うことが必要ですが、配置されている教員数が少ないため、生徒のニーズに応じた多様な教科・科目の開設や習熟度別指導の実施が困難な状況が存在しています。このため、文部科学省においては、生徒の多様な教育機会の確保や、持続的な地方創生の核としての高等学校の機能強化の観点から、令和三年度から同五年度にかけて、遠隔授業による生徒の進路希望に応じた多様な科目開設を可能とするための仕組みや地域振興の核としての高等学校の機能強化を図るための調査研究を実施しており、文部科学省ウェブサイトを「※」にて事例を紹介しています。

※



COREハイスクール・ネットワーク構想

令和5年度予算額 0.8億円



地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：COllaborative REgional High-school Network

事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

- ⇒ 自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒ 免許外教科担任制度の利用解消
- ◆ 文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒ 学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒ 地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校	委託先	学校設置者
箇所数 単価（期間）	13箇所（R3指定） 480万円程度/箇所（原則3年）	委託対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）

遠隔教育を支えるICT環境の整備

先述の遠隔教育を行うためには、学校現場におけるICT環境の整備が不可欠となります。文部科学省においては、GIGAスクール運営支援センター整備事業（下図参照）により、都道府県を中心とした広域連携の枠組みを進展させ、ICT運用の組織的支援の基盤構築を支援するほか、情報技術支援員（ICT支援員）の配置の促進に向けて取り組んでいくことで、一人一台端末の活用を促進するとともに、離島や中山間地域等に立地する学校をはじめ、オンライン授業の実施などに必要な教育環境の充実を図っております。

遠隔教育は、それぞれの学校現場が抱えるさまざまな課題や一人一人の学習ニーズに応じ、さまざまな場面において、学びの質を大きく向上させる可能性を持つものです。文部科学省としては、今回の離島振興法改正の趣旨も踏まえ、遠隔教育に係る施策の推進に努めてまいります。

令和5年度予算額 10億円
令和4年度第2次補正予算額 71億円



GIGAスクール運営支援センターの機能強化

背景・課題

1人1台端末の本格的な活用が全国の学校で展開される中、一部の自治体でICT活用が進んでいない地域や学校によって端末の利活用状況に大きな差が生じている。また、教師が自信を持ってICTを活用できる体制や、子供が学校内外で日常的に端末を活用する環境の整備が十分でないなど、**端末活用の「日常化」を全国の学校に浸透させていくために解決すべき課題も顕在化している。**
こうした状況に対応するため、**都道府県を中心とした広域連携の枠組みを更に発展させつつ学校DX戦略アドバイザー等も参画した「協議会」を設置することにより、域内の自治体間格差解消や教育水準向上、経済的・事務的負担軽減等を推進する体制を整備する。** 加えて、**教師・事務職員研修等をはじめとした学校現場の対応力向上、放課後や校外学習での活用等も見据えた学校外の学びの通信環境整備、セキュリティポリシーの改訂支援等を通じたセキュリティ基盤の確保等の支援を一体的に進めて運営支援センターの機能強化を図ることにより、全ての学校が端末活用の「試行錯誤」から「日常化」のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築する。**

事業内容

【事業スキーム】

学校のICT運用を広域的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、**都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助**

実施主体 都道府県、市町村

補助割合等 以下に記載の通り
※補助の対象は、2以上の自治体が進捗して事業を実施する場合に限る（政令市を除く）

	R4年度補正	R5年度	R6年度	R7年度
補助割合	1/3	1/3	1/3	-

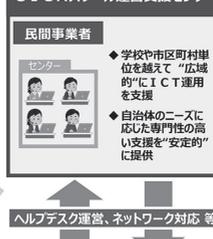
※都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携して事業を実施する場合に限る。補助割合1/2（令和4年度補正予算に限る）
※補助事業はR6年度までを予定

“端末活用の日常化を支える支援基盤構築”

- 【主な業務内容（支援対象）】
 - ヘルプデスク運営、各種問い合わせ（学校外の学びの通信環境整備）等
 - 一可搬型通信機器（LTE通信）広域一括契約
- ◆ネットワークトラブル対応、アセスメント
 - ネットワークトラブル対応、ネットワークアセスメント
 - 一セキュリティポリシー改訂支援、セキュリティアセスメント（セキュリティ基盤の確保）等
- ◆支援人材育成
 - 一支援人材の確保
 - 一教師・事務職員、支援人材ICT研修（現場の対応力向上）
 - 一学びのDXに向けたコンサルティング等
- ◆休日・長期休業等トラブル対応



GIGAスクール運営支援センター



“都道府県を中心とした広域連携”

